

国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、学外者2人以上並びに男性及び女性がそれぞれ1人以上を含まなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 研究推進部研究支援課長</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第16条 委員会の事務は、<u>研究推進部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、学外者2人以上並びに男性及び女性がそれぞれ1人以上を含まなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 研究支援課長</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第16条 委員会の事務は、<u>研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。